

伊達地方消防組合 「簡易サウナ」の制度が条例追加



改正の背景

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等に設置されるサウナとは異なり、テントやバレル（木樽）にサウナストーブを設置する事例が全国で増加しています。

消防法令上のサウナ設備の現行基準は、浴場・宿泊施設等に固定式のサウナストーブを設置することを想定した内容となっていたため、テント型サウナやバレル型サウナの構造・材質等の特性に応じた基準となるよう見直しを図りました。

令和8年3月31日施行

①簡易サウナとは？

※コンテナハウスやトレーラーハウス、灯油やガスを使用するサウナは「一般サウナ設備」の規制です



テント型サウナ

布製で持ち運び可能なサウナ

OR



バレル型サウナ

樽型の木製サウナ

+

【共通条件】

- ① 『屋外』に設けるもの
- +
- ② 熱源が『薪』 or 『電気』
- +
- ③ 定格出力 『6kW以下』

②安全装置と消火器

※個人が私生活で設置するものでも該当します

⚡ 電気サウナの場合

温度が異常に上昇した場合のために、熱源遮断装置（自動 or 手動）が必要です。

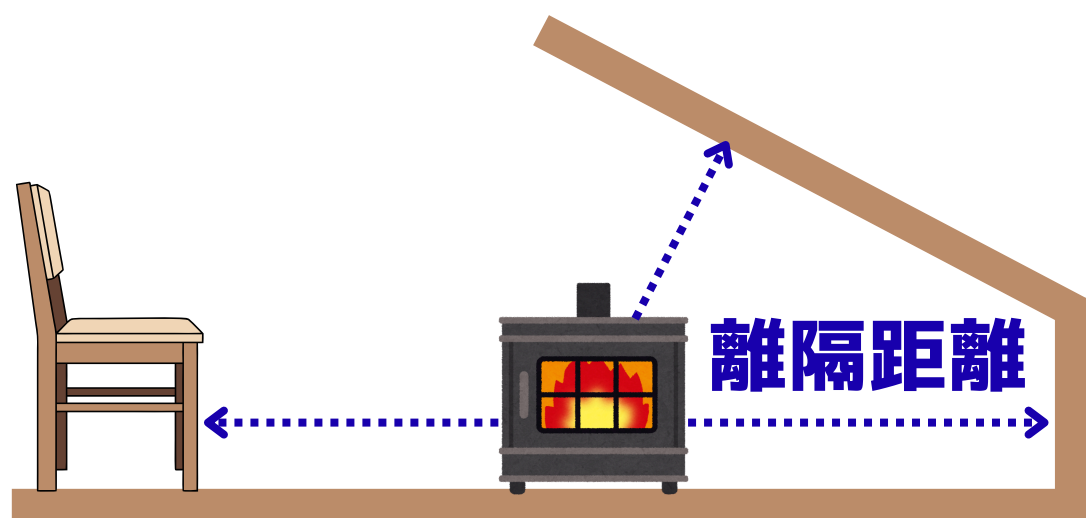
🪵 薪サウナの場合

熱源遮断装置（自動 or 手動）の代わりに消火器を設置可能です。
また、不燃材料で造った「たき殻受け」を設置しましょう。



③サウナストーブと周囲の離隔距離

※個人が私生活で設置するものでも該当します

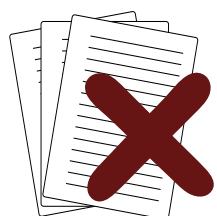


- サウナストーブとテントや可燃性物品との離隔距離は、メーカーの取扱説明書を守って設置してください

④消防署へ届出は必要？



私生活で使う場合
届出は「不要」です



事業で使う場合
届出は「必要」です

